

長与町店舗リフォーム助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の地域経済の活性化を促進するとともに、町内事業者の経営改善に資するため、町内業者により店舗のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において、長与町店舗リフォーム助成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長与町補助金等交付規則（昭和42年長与町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）の用に供される施設をいう。
- (2) リフォーム 店舗の機能の維持又は向上のために行う補修、改善又は設備改善の工事をいう。
- (3) 町内業者 町内に事業所を有する個人事業主又は町内に本店、支店等を有する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であって、本町の住民基本台帳に記載があり、かつ、町税の滞納がない者とする。

- (1) 補助の対象となる店舗の所有者であって、かつ、当該店舗で現に事業を営んでいる又は営もうとする具体的な計画を有する者
- (2) 補助の対象となる店舗を借りている者で、かつ、当該店舗で現に事業を営んでいる又は営もうとする具体的な計画を有する者
- (3) 補助の対象となる店舗を2親等以内の親族が所有しており、かつ、当該店舗で現に営業を営んでいる又は営もうとする具体的な計画を有する者

(補助対象店舗)

第4条 補助金の交付の対象店舗（以下「補助対象店舗」という。）は、町内に存在する店舗とする。

(補助回数)

第5条 補助金の交付は、同一店舗及び同一人について1回限りとする。

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付の対象工事（以下「補助対象工事」という。）は、店舗のリフォーム工事で、補助金の交付申請日の属する年度の3月末までに完了する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定の前に着手した工事
- (2) 新築工事
- (3) 下水道接続工事

- (4) 公共工事の施工に伴う補償工事
- (5) 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (6) 器具、備品等のみの購入及び設置又は交換
- (7) 店舗内の居住部分等、営業の用に供するとは認められない部分
- (8) 他の制度に基づく補助を受ける場合の当該補助対象経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象として不相当と認める工事
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用に10分の2を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォームの着工前に長与町店舗リフォーム助成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 申請者の住所が確認できるもの（運転免許証の写し、住民票等）
- (2) リフォーム計画書（様式第2号）
- (3) 補助対象店舗の所有者が確認できるもの（固定資産税課税明細書の写し、名寄帳、建物登記事項証明書等）
- (4) 町税を滞納していないことの証明書
- (5) リフォームにかかる見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (6) リフォーム予定の店舗の全体及び施工予定箇所の写真
- (7) 手続を代理人が行う場合は委任状（様式第3号）
- (8) 店舗を借りている場合は承諾書（様式第12号）
- (9) 事業を営もうとしている場合は計画書（様式第13号）
- (10) その他町長が必要であると認める書類

（交付の決定及び通知）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定（不決定）通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（計画変更の申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、リフォームの内容を変更しようとするときは、速やかに長与町店舗リフォーム助成補助金交付変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請があったときには、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、長与町店舗リフォーム助成補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する町長の承認を受けずにリフォーム内容を変更し、補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(申請の取下げ)

第11条 第8条に規定する申請の取下げは、長与町店舗リフォーム助成補助金交付申請取下書(様式第7号)によるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、店舗リフォーム完了報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事の写真
- (2) 施工業者の工事完了証明書(様式第9号)
- (3) リフォームにかかる工事代金請求書の写し(内訳明細のわかるもの)
- (4) リフォームにかかる工事代金領収書の写し
- (5) その他町長が必要であると認める書類

(補助金の額の決定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査及び完了検査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、長与町店舗リフォーム助成補助金確定通知書(様式第10号)により、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条に規定する通知書を受けた補助事業者は、長与町店舗リフォーム助成補助金交付請求書(様式第11号)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該補助業者に補助金を交付するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成29年3月30日要綱第13号)

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

長与町店舗リフォーム助成補助金交付申請書

年 月 日

長与町長 様

申請者 住所

氏名

印

長与町補助金等交付規則第3条第1項の規定により、長与町店舗リフォーム助成補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、町税等の納付状況、固定資産に関する事、住民基本台帳等について、町長が関係機関に調査を行うことについて承諾します。

交付申請額	金 円
申出事項（該当する項目を○で囲んでください）	申請部分に対する他の制度に基づく補助の有無 有 ・ 無
添付書類	1 申請者の住所が確認できるもの 2 リフォーム計画書（様式第2号） 3 固定資産税課税明細書の写し、名寄帳、建物登記事項証明書等の補助対象店舗の所有者が確認できるもの 4 町税を滞納していないことの証明書 5 リフォームに係る見積書の写し（内訳明細のついたもの） 6 店舗の全体及びリフォーム工事の施工予定箇所の写真 7 手続きを代理人が行う場合は委任状（様式第3号） 8 店舗を借りている場合は承諾書（様式第12号） 9 事業を営もうとしている場合は計画書（様式第13号） 10 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

リ フ ォ ー ム 計 画 書

申請者	住所 氏名 連絡先
対象の店舗の所在地及び所有者	所在地 店舗名 所有者名 営業開始年月日
リフォームの概要	リフォーム内容を分かりやすく記入してください。
施工業者名	所在地 本社所在地
	氏名・名称 ㊟
	担当者名
	連絡先
工事経費総額 (補助対象経費)	金 円（消費税等相当額含む。） (金 円（消費税等相当額含まない。）)
工事着工予定日	年 月 日～
工事完了予定日	年 月 日

委 任 状

委任される人

住 所
(連絡先)

氏 名

㊞

私は、上記の者を、長与町店舗リフォーム助成補助金に係る申請等の手続の代理人と定めます。

年 月 日

委任する人（申請者）

住 所
(連絡先)

氏 名

㊞

様式第4号（第9条関係）

補助金交付決定（不決定）通知書

長与町指令第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長与町長

年 月 日付けで申請のあった長与町店舗リフォーム助成補助金の交付については次のとおり決定したので通知します。

交付決定

交付決定額	金 円
補助対象額	金 円
交付条件	1 補助事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。 3 補助事業に要する経費配分の変更をする場合は町長の承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。 5 この補助金に係る事業報告書を事業終了後に、速やかに提出すること。 6 虚偽の申請を行っていないこと。 7 本町の他の制度に基づく補助を受けたことのある者又は受ける予定のない者

交付不決定

交付しないことと決定した理由	
----------------	--

様式第5号（第10条関係）

長与町店舗リフォーム助成補助金交付変更申請書

年 月 日

長与町長 様

住所

氏名

印

長与町店舗リフォーム助成補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	長与町指令 第 号
変更前			
変更後			
変更理由			
添付書類			

様式第6号（第10条関係）

長与町店舗リフォーム助成補助金変更交付決定通知書

長与町指令第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長与町長

年 月 日付けで申請のあった交付変更については次のとおり決定したので通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	長与町指令 第 号
変更前			
変更後			
承認条件			

様式第7号（第11条関係）

長与町店舗リフォーム助成補助金交付申請取下書

年 月 日

長与町長 様

住 所

氏 名

㊟

長与町店舗リフォーム助成補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり取り下げます。
なお、提出済の書類に関しては返却を求めません。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	長与町指令 第 号
取下理由			

様式第8号（第12条関係）

店舗リフォーム完了報告書

年 月 日

長与町長 様

住 所

氏 名

㊞

長与町店舗リフォーム助成補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	長与町指令 第 号
完了年月日	年 月 日		
添付書類	1 リフォーム工事の写真 2 施工業者の工事完了証明書（様式第9号） 3 工事代金請求書（内訳明細のついたもの）の写し 4 工事代金領収書の写し 5 その他町長が必要と認める書類		

様式第10号（第13条関係）

長与町店舗リフォーム助成補助金確定通知書

年 月 日

様

長与町長

年 月 日付けで完了報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を決定したので、長与町店舗リフォーム助成補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	長与町指令 第 号
補助年度	年度		
補助金の交付決定額	円		
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円		
補助金の交付確定額	円		

様式第11号（第14条関係）

長与町店舗リフォーム助成補助金交付請求書

年 月 日

長与町長 様

補助対象者 住 所

店舗名・氏名等

㊞

電話番号

次のとおり、店舗リフォーム助成補助金の交付を請求します。

請求金額 金 _____ 円

上記請求額は、次の口座に振込をお願いします。

振 込 先	金融機関名	支店（支所）名
	銀行 金庫・組合	支店（支所）
	預金種別	口座番号
	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. 別段 (該当するものを○印で囲んでください)	
	口座名義（カタカナで記入してください）	

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

長与町長 様

店舗リフォーム工事承諾書

下記のとおり、長与町店舗リフォーム助成事業に係る店舗のリフォーム工事を行うことについて承諾します。

申請者	氏名	印
	住所	
リフォームを行う店舗の所在地	長与町	
店舗の所有者	承諾者と申請者の共有 ・ 承諾者	
承諾者	氏名	印
	住所	
	電話番号	
	氏名	印
	住所	
	電話番号	

様式第13号（第8条関係）

事業計画書

事業所の所在地及び名称	
事業主名	
事業の種類	
創業計画(資金、工程等)	
年間売上予定高	
販売形態	
操業開始予定日	
その他特記事項	